

※宝塚市パークマネジメント計画(素案)の後半部分を抜粋したものとなります。

前半部分(計画の位置づけ、現状と課題等)については第2回審議会までに審議

資料3別紙
241111

3. 基本目標、基本方針

前項までに整理を行いました、上位計画におけるまちづくり等の目標、公園等の整備・管理等における現状と課題を踏まえ、本計画の基本目標、基本方針を下記のように整理します。

1) 基本目標

■上位計画等におけるまちづくり等の目標

本市のめざすまちづくりは、第6次総合計画において、『わたしの舞台は たからづか』というスローガンに象徴されるように、市民が「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり、「暮らし」(舞台)を支え、「まち」(舞台)を未来につなげていくことをめざしています。また、みどりの基本計画においても、市民、各種団体、事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定しています。

■公園等の整備・管理等における現状や課題

前項における整理(7~20頁)のように、本市の公園等の整備については、小規模公園の多さ、老朽化の進行、地域間での公園等の充足状況の差異などの特徴があります。また、公園等の管理・運営について、多様な市民による公園利用が限定的であることや、市民協働の取組の継続性等に課題があることなどが示されています。

これらを踏まえると、今後、地域の実情に対応しながら、市民をはじめとする多様な主体の協働のもと、公園等の整備・管理・運営、公園区計画の作成に取り組むことが重要です。

■基本目標

以上を踏まえ、本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など、計画の実現に向けて携わる市民主体の視点(わたしがつくる)、地域ごとの実情に対応した公園区計画などの計画を市民・各種団体・行政との協働のもと計画を策定・実施する視点(地域ととりくむ)、公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点(公園からのまちづくり)を重視します。本計画で取り組む公園区計画の作成など施策を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりに取り組んでいくことをめざし、下記のスローガンを設定します。

<パークマネジメント計画におけるスローガン>

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

1) 基本方針

(1) 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進

対応する 主な課題	①地域の実情等への対応	⑤市民ニーズ実現	⑥幅広い利用の促進	⑧柔軟な利活用
	⑨市民協働の支援・促進			

本市は、市民が主体となり、「こどもから大人まであらゆる世代が関わるまちづくり」をめざしています。この考え方のもと、市民や団体、事業者など多様な主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、上位関連計画や地域ごとのまちづくり計画における本市全体ならびに各地域のまちづくりの目標実現に取り組みます。

(2) 市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編

対応する 主な課題	①地域の実情等への対応	②小規模公園の見直し	③長期未整備への対応	④施設老朽化対応
	⑤市民ニーズ実現			

公園区間で公園等の充足状況にばらつきがあり、これまでに整備されている公園等の質的側面と地域特性では一致しない箇所があります。地域には長期未整備となっている都市計画公園・緑地が存在するほか、開発行為に伴い設置された公園等の中には、小規模であることもあり、利用の少なさや安全面等に課題を抱えているものもあります。さらに、市民からは様々な遊具のある公園等のニーズが示されています。こうした課題に対応するため、市民ニーズや地域特性など実情を踏まえた身近な公園等の配置や機能の再編・整備を行い、都市や公園の魅力向上に努めます。

(3) だれもが利用できる公園づくり

対応する 主な課題	⑤市民ニーズ実現	⑥幅広い利用の促進	⑧柔軟な利活用	⑨市民協働の支援・促進
--------------	----------	-----------	---------	-------------

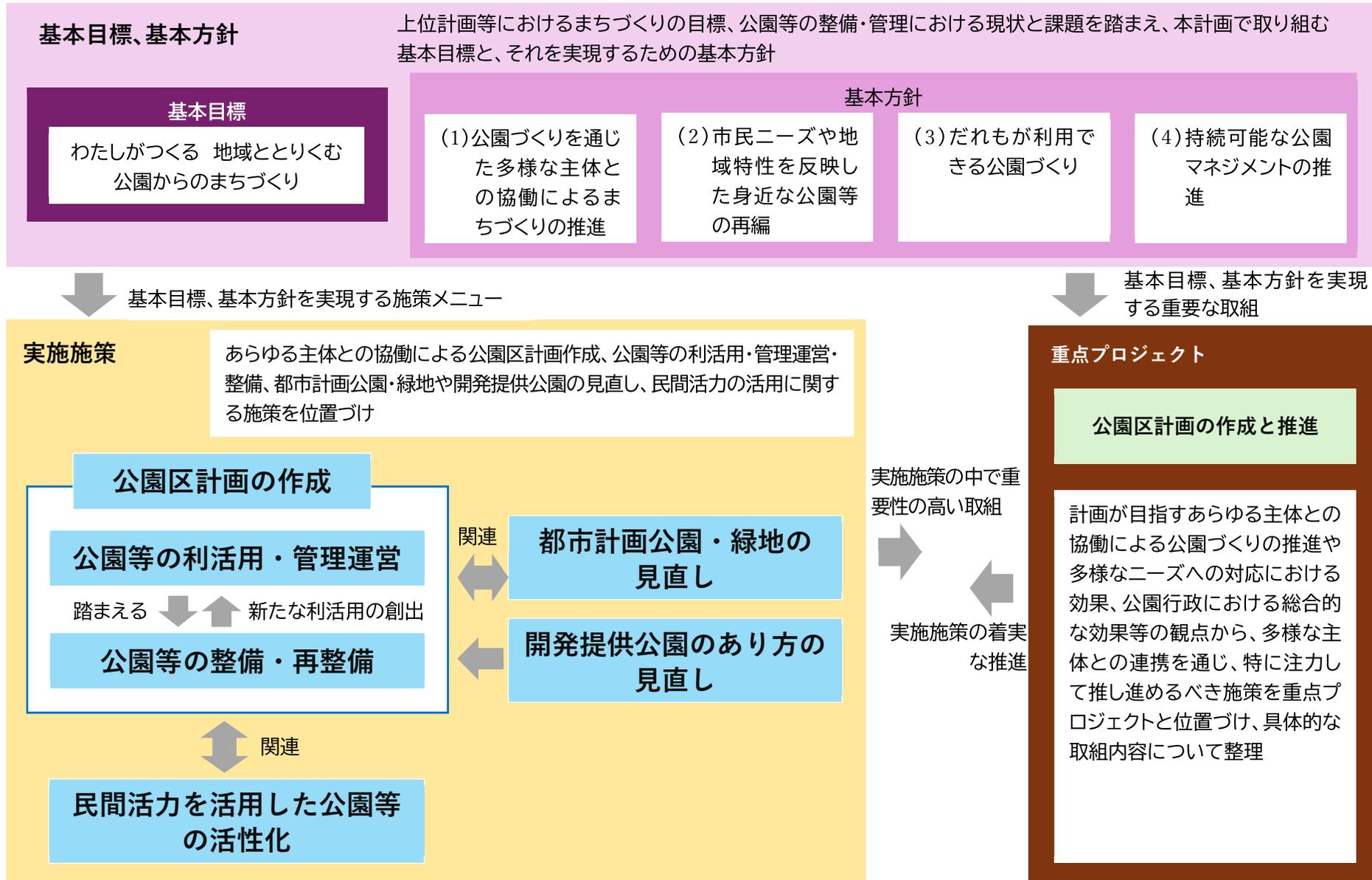
本市の公園等は、必ずしも幅広い世代の市民に日常的に利用されているわけではありません。また、市民意向の把握においても、多様な公園の利用方法や施設の整備等や公園利用のローカルルール作成などの要望が示されています。また、インクルーシブ遊具などだれもが安心して遊ぶことのできる遊具の整備も必要です。一方で、ただ公園でのんびり過ごすなど多様な公園の利用方法も考えられます。こうした課題や要望に対応するため、市民や行政はともに伴走しながら、「やりたいこと、したいことができる公園」「だれもが利用できる公園」の実現をめざします。

(4) 持続可能な公園マネジメントの推進

対応する 主な課題	④施設老朽化対応	⑦効率的な維持管理	⑧柔軟な利活用	⑨市民協働の支援・促進
--------------	----------	-----------	---------	-------------

公園施設の老朽化が進行しているほか、公園整備の進展に伴い維持管理費も増大しています。一方で、財政状況も厳しさを増してきて、施設の安全性の維持向上や多様な利用ニーズへの対応と、計画的な更新や効率的な管理との両立を図ることが必要です。ストックマネジメントの考え方による管理水準の向上や数量の適正化など持続可能なマネジメントに取り組みます。

基本目標、基本方針、施策の体系図



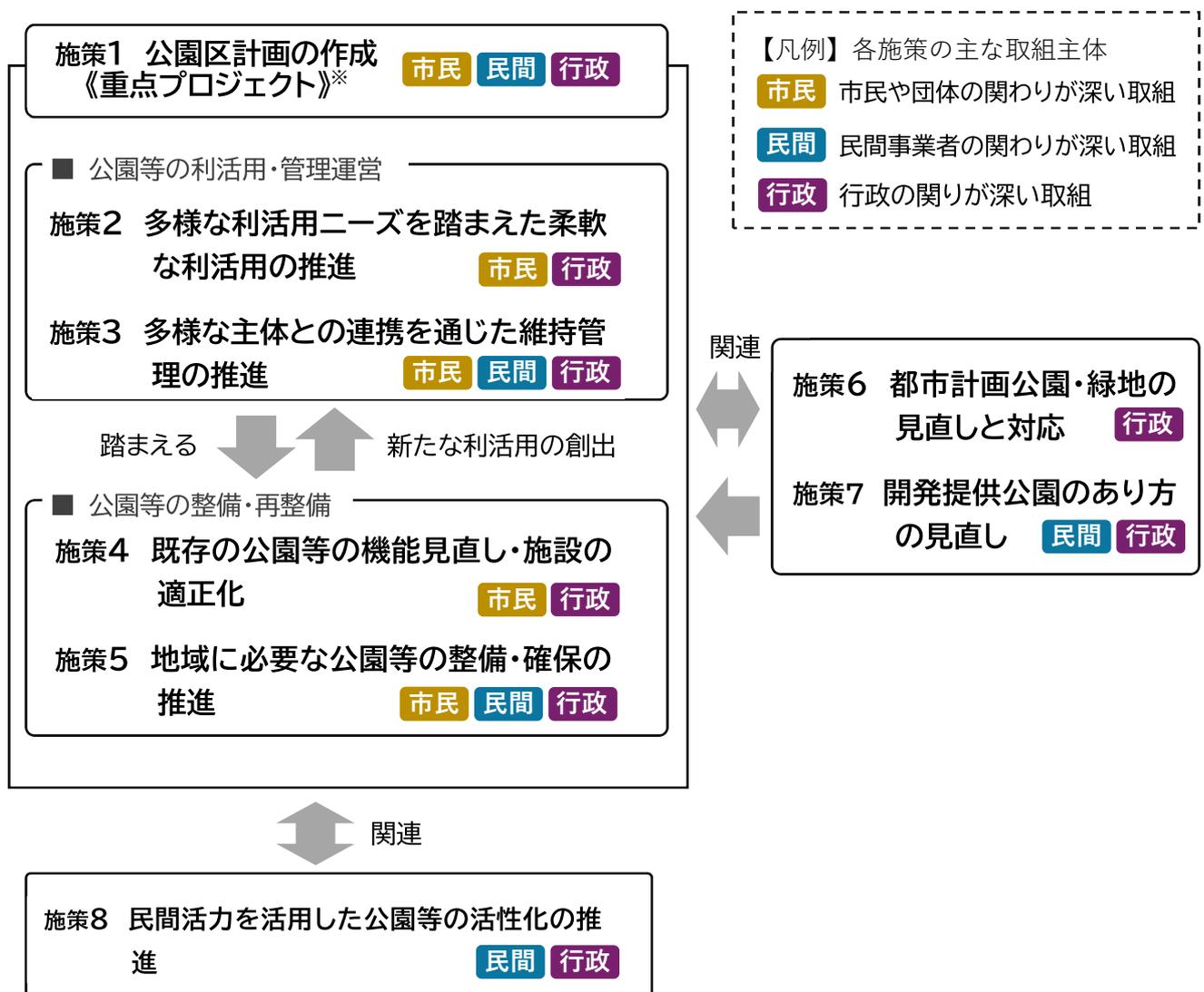
4. 実施施策

前項までに整理した基本目標、基本方針を実現するため、以下の実施施策を定めます。

本計画でめざす、あらゆる主体との協働による公園づくりの軸となるのが施策1「公園区計画の作成」の取組です。この取組を通じ、本市の各地域で作成する公園区計画において、その地域の公園等の利活用・管理運営について定め、それに対応した地域の整備・再整備に取り組みます。また、これらと関連する都市計画公園・緑地の見直しや開発的提供公園のあり方の見直し、民間活力を活用した公園等の活性化の推進に取り組みます、

なお、これらの各施策については、取組の内容に応じ、市民や地域の団体、民間事業者、行政（本市）が主体的に取り組むことが重要です。

実施施策の構成



※「重点プロジェクト」とは、本計画がめざすあらゆる主体との協働による公園づくりの推進や多様なニーズへの対応における効果、公園行政における総合的な効果等の観点から、多様な主体との連携を通じ、特に注力して推し進めるべき施策を位置づけるもので、具体的な取組内容について整理を行っています。（詳しくは34ページ以降をご参照ください）

■現状

- ・ 公園にある施設が画一的で、地域ニーズに応じた公園づくりが出来ていません。
- ・ 地域と市が協働で公園づくりを行う体制が整っていません。



■目指す目標像

地域ニーズを踏まえた公園区計画の作成とその実践を通じ、**地域のさまざまな方が公園づくりに参画する、協働・連携の地域のまちづくり。**

■施策の内容

① 公園区計画の作成 **市民** **民間** **行政**

- ・ まちづくり協議会の範囲とする公園区を単位とし、地域の公園等の役割や使い方などの目標像を定める公園区計画の作成に取り組みます。

② 公園区協議会（仮称）の設置推進 **市民** **民間** **行政**

- ・ 今後の公園区計画の見直しや作成した公園区計画の実践の主体となる、「公園区協議会」（仮称）の設置に取り組みます。

③ 公園区計画を踏まえた公園等の魅力向上・整備の推進 **行政**

- ・ 公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。
- ・ 本市全体の状況や市の予算などに応じた公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の整備・リニューアルの実施を検討します。

■期待される効果

- ・ 地域ニーズに対応した計画的な公園づくり（公園等の利活用や整備）の推進につながる事が期待されます。

■現状

- ・ 公園利用は子どもやその保護者、お年寄りなど限られた人が中心になっています。
- ・ 公園利用のローカルルールの導入を求める意見が少なくありません。
- ・ ボール遊びや水遊びなど多様な利活用ニーズが求められています。



■目指す目標像

地域ニーズを踏まえた公園利用ローカルルールの作成や公園利活用を促進する仕組み等による、**多様な利用が可能で、だれもが使いやすい、多くの人が利用する公園。**

■施策の内容

- ① **地域ニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成** **市民** **行政**
 - ・ 地域ニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成及び、周知を協働で行います。
- ② **自発的な公園利活用を促進する仕組みの検討** **市民** **行政**
 - ・ 地域の市民、団体等による公園等の円滑な利活用につながる仕組みや手続きについて検討を行い、自発的な公園利活用の促進に取り組みます。
- ③ **公園等の利活用や協働の公園づくりへの参加を促す情報共有の充実** **市民** **行政**
 - ・ 公園区計画やローカルルール等の地域の公園づくりに関する情報は、公園区協議会を通じ、共有します。
 - ・ 共有した情報は、地域の団体等や本市がもつ情報発信ツール（ホームページ、SNS 等）を活用し、周知を図ります。
 - ・ 本市では、市ホームページの見直しを行うなど、公園等の利活用促進につながる情報発信の充実に取り組みます。

■期待される効果

地域の市民や団体等がもつ多様な利活用ニーズを踏まえた、ローカルルールや利活用を促進する仕組みが検討されるとともに、それらに関する情報発信の充実が進むことで、公園等のより柔軟で有効な利活用の推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 公園施設の老朽化、樹木の大径化が進んでいて、安全面、コスト増の課題があります
- ・ 公園アドプトなどの団体では高齢化が進んできています。



■目指す目標像

市民協働の維持管理の促進を通じた**コミュニティ形成への貢献**と、維持管理手法の見直しによる**きれいで安心して使える公園**。

■施策の内容

- ① **市民協働による維持管理の促進や支援の充実** **市民** **民間** **行政**
 - ・ 資機材の貸出や優れた取組に対する顕彰制度など、協働の活動に係る支援の充実に取り組みます。
 - ・ 新たに団体の参加や担い手の確保に向け、子育て支援施設、福祉施設や団体等への働きかけ、制度の見直しなどの検討を行います。
- ② **公園等の効率的・効果的な維持管理の推進** **市民** **行政**
 - ・ 公園等の管理水準の向上を図るため、協働による効果的な維持管理手法の検討を行います。

■期待される効果

市民協働の取組の促進等を通じた**コミュニティ意識の醸成**や公園等の管理水準の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 長年の時間経過により、整備当初に期待された役割と現在必要とされる機能にかい離が生じていて、利用が少ない公園があります。
- ・ 財政制約を考慮し、選択と集中の考え方による効率的・効果的な公園にリニューアルする必要があります。



■目指す目標像

ニーズや各公園の特徴を踏まえた公園機能の見直しやリニューアルによる、**地域のまちづくりへの貢献と公園の魅力の向上や活性化。**

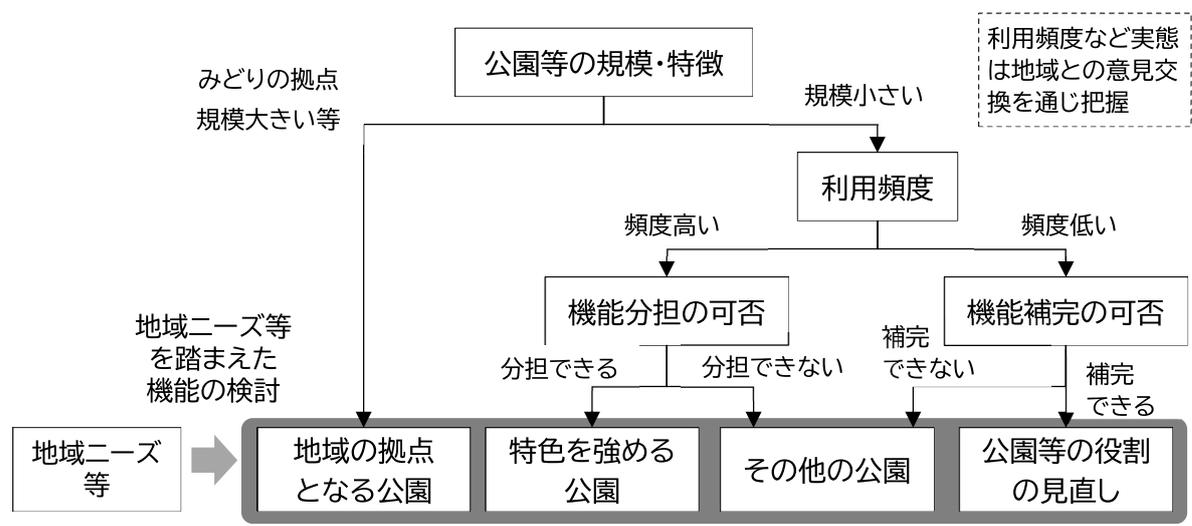
■施策の内容

- ① **地域の拠点となる公園の多機能化・機能の充実** **市民** **行政**
 - ・ 公園等の特徴やニーズを踏まえ、地域に必要な多様な機能を備えるとともに、その公園の機能を発揮するうえで特に重要な機能については拡充に取り組みます。
- ② **小規模公園の機能分担の推進や役割の見直し** **市民** **行政**
 - ・ 機能分担が可能な場合は、ニーズや各公園の特徴を踏まえ必要な機能を絞り込む「特色ある公園づくり」に取り組みます。
 - ・ 利用頻度が低く、機能とニーズが一致していない、防犯・防災上の課題がある等の小規模公園については、ニーズなどを踏まえ、広場や緑地といったオープンスペースにするなど役割の見直しを図ります。
- ③ **小規模公園の統廃合による機能の拡充** **市民** **行政**
 - ・ 小規模公園の多い地域で、地域の低未利用地を活用するなど既存公園の拡張が可能な場合は、既存公園の拡張と小規模公園の整理による公園統廃合に取り組みます。
- ④ **だれもが使いやすい施設の整備** **市民** **行政**
 - ・ インクルーシブの観点によるだれもが使いやすい施設の整備、多様な利用ができる広場など柔軟に使うことのできる施設整備に取り組みます。
- ⑤ **持続可能な施設マネジメントの推進** **市民** **行政**
 - ・ 将来にわたり、良好な状態の公園を維持するため、市全体の施設数量を適正な状態でコントロールするほか、地域間のバランスに配慮した施設配置に努めます。

取組の進め方

各公園等の規模や特徴、利用頻度、周辺のほかの公園等との位置関係による機能分担、機能補完の可否を踏まえ、各公園等の位置づけなどの整理を行います。

位置づけ	概要
地域の拠点となる公園	地域ごとのみどりの拠点、規模の大きな公園等については地域の公園利用の拠点となる公園に位置づけます。
特色を強める公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くにほかの公園等があるものは、公園機能の分担を図り特色を強める公園として位置づけます。
その他の公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くにほかの公園等がないものは、多様な機能を持つ公園として位置づけます。
公園等の役割の見直し	利用頻度の低い小規模の公園等のうち、近くにある他の公園で機能を補える場合、公園等の役割・機能の見直しも含め検討を行います。



■期待される効果

将来にわたり、魅力的でだれもが使いやすい公園づくりを進めるとともに、そうした取組の持続可能性の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 公園が少なく、防災やレクリエーション等の面で新たな公園整備が必要な地域があります。
- ・ 土地利用状況により、新たな公園の整備が困難な地域があります。



■目指す目標像

地域の特徴に応じた方法による、**地域に必要な公園の整備や代替機能の活用と、地域間の公園整備量のバランスを是正。**

■施策の内容

- ① **公的施設や民有緑地の活用による代替機能の活用** **市民** **民間** **行政**
 - ・ 新たな公園整備が困難な地域では、公園類似施設(広場等の公共空地)の積極的な活用や、市民緑地認定制度などによる民有地のみどりの活用や保全など、代替機能による公園等の補完に取り組みます。
- ② **都市計画公園を中心とする計画的な整備の推進** **行政**
 - ・ 都市計画公園の整備のほか、公共施設跡地の活用、開発行為に伴う公園緑地の整備も含め、公園の確保に努めます。また、公園を整備する際は、地域と意見交換を行い、整備内容について検討します
- ③ **周辺の公園等との機能分担など効率的な整備の推進** **市民** **行政**
 - ・ 新たな公園の整備を行う場合は、公園区計画などで示される地域のまちや公園の目標像を踏まえ、地域に求められる機能を整備するなど効率的な整備を進めます。

■期待される効果

地域の実情やニーズを踏まえながら、計画的、効率的な公園等の整備、代替機能の活用を通じ、必要な公園等の確保が進むほか、地域の防災性、自然環境等の改善とともに、本市全体としての公園等の整備水準の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 土地利用状況等の理由により、長期にわたり計画実現できていない都市計画公園・緑地があります。
- ・ 長期未整備になっている箇所では、建築制限等を課す状態になっているほか、社会情勢等の変化に伴い、計画策定時に認められた必要性に変化が生じている可能性があります。



■目指す目標像

長期未整備の都市計画の必要性等を明らかにする「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を作成し、**必要性の低下した計画の変更、依然として必要性の高い計画の推進。**

■施策の内容

① 都市計画公園・緑地見直しガイドラインの策定 **行政**

- ・ 「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を策定し、その必要性や代替性、実現性等の評価を実施します。
- ・ 見直し結果を踏まえ、都市計画の変更や計画にもとづく整備実現に取り組みます。

■期待される効果

未整備の都市計画公園・緑地の必要性等を明らかにされます。必要性等が低いと評価された場合の都市計画変更、建築制限の解除と土地の有効活用可能性の向上、必要性等が高いと評価された場合の都市計画実現に向けた整備推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 開発行為に伴い整備提供された公園（開発提供公園）は、小さな公園が多く、利用者も限られる傾向があります。
- ・ 新たに整備される開発提供公園の中には、近くに既存公園があり、必ずしも必要性が高いとはいえないものもあります。



■目指す目標像

本市のまちづくりにおける開発提供公園の役割や位置づけを整理するとともに、**開発提供公園の適正化と代替措置等による地域の公園の充実、自主管理による民間緑地広場の魅力向上。**

■施策の内容

- ① **開発提供公園の設置基準・代替措置の検討** **民間** **行政**
 - ・ 開発提供公園の整備を必要とする基準、公園整備に代わる協力金等の代替措置について検討します。
- ② **開発提供公園の管理手法の検討** **民間** **行政**
 - ・ 開発行為を行った民間事業者等が自ら管理する緑地広場などの制度について検討します。

■期待される効果

開発提供公園の新規整備の重要性が大きい地域では、新規整備に代わり供出された協力金を、開発地を含む地域の公園等への還元を行うことで、既存公園の魅力向上に資することが期待されます。また、自主管理を通じた緑地広場の魅力向上等も期待することができます。

■現状

- ・ 従来の行政中心の取組では、公園のもつポテンシャルを十分に発揮できていません。
- ・ 法制度が整えられ、公園の整備運営に民間活力を活用することが可能になっています。
- ・ 上位関連計画において、市庁舎周辺のシビック拠点（シビックゾーン）における官民連携による魅力ある都市環境の創造が定められています。



■目指す目標像

官民連携によるシビックゾーンにおける取組や効果的な維持管理等による、**魅力ある都市環境の創造や公園のにぎわいの創出。**

■施策の内容

- ① **民間活力を活用する公園等活性化の取組の検討** **民間** **行政**
 - ・ 都市の魅力向上や市民ニーズの実現につながる、民間活力の活用方法について検討します。
- ② **シビックゾーンにおける官民連携の魅力ある都市環境創造に向けた取組の推進** **民間** **行政**
 - ・ シビックゾーンにおける、都市の魅力向上につながる官民連携の取組実現に向け、サウンディング型市場調査の実施、事業条件の整理に取り組みます。
- ③ **官民連携による効果的な維持管理手法の検討** **民間** **行政**
 - ・ 公園管理と街路樹管理を合わせ行う包括管理業務委託や小規模公園を含めた指定管理者制度など、官民連携による効果的な公園等の維持管理手法の検討を行います。

■期待される効果

民間事業者のもつノウハウや良質な資本を活用した公園づくりを通じ、行政主導の取組では困難な、公園等を通じたまちの賑わい創出や都市魅力の向上、効果的な維持管理の実現等につながることが期待されます。

5. 重点プロジェクト

前項の実施策はいずれも重要なものですが、そのなかでも、本計画がめざすあらゆる主体との協働による公園づくりの推進や多様なニーズへの対応における効果、公園行政における総合的な効果等の観点から、多様な主体との連携を通じ、特に注力して推し進めるべき施策である「重点プロジェクト」と位置づけ、具体的な取組内容について整理を行っています。

重点プロジェクト 公園区計画の作成と推進

主に **市民** **民間** **行政**

公園区計画の作成・推進は、地域の市民や団体等の参加するあらゆる主体との協働による公園づくりを通じ、地域がめざすまちの姿を実現することを目的とします。この目的を実現するには、次の取組を行うことが重要です。

■取組の内容

① 公園利用ローカルルール作成の促進 **市民** **行政**

- 公園区計画の作成段階などあらゆる機会を通じ、公園利用ローカルルールの役割や作成方法等を広く共有し、ルールの作成を促します。
- 作成されたルールについては、市広報や現地案内板等を活用し、周知に取り組みます。

② 公園区協議会（仮称）の設置促進・支援 **市民** **民間** **行政**

- 公園区協議会（仮称）の設置を広く呼びかけ、地域の市民や団体等には公園区協議会（仮称）への参加を促します。
- 設置された公園区協議会（仮称）には、本市も参加し、協議会の一員として活動するほか、行政情報の提供や助言、広報等の支援を行います。

③ 地域における維持管理・利活用の促進や支援 **市民** **民間** **行政**

- 公園区計画の実現に向け、地域の担い手となる公園アドプト団体等の設置促進や支援の充実に取り組みます。
- ニーズ等を踏まえながら、地域による円滑な公園利活用を促す、公園利用の仕組みや手続きについて検討を行います。

④ 公園区計画の実現に向けた公園等の整備・再整備の推進 **行政**

- 公園区計画で示された公園等の役割達成に、公園の整備・再整備が必要な場合は、その優先性などを勘案し予算確保に努めます。
- 公園区計画の内容を踏まえ、公園の整備・再整備計画の検討を行います。

⑤ 円滑な市民協働の取組推進に向けた支援体制の充実 **行政**

- 円滑な市民協働の取組を推進する情報収集や提供を行う支援体制を整備します。
- 庁内の関係部署や庁外の関係機関との横断的な連携の強化など、市民協働の取組に係る庁内体制の充実を図ります。

6. 計画の推進方法

1) 協働による公園づくりの体制

本計画がめざす公園づくりにおいても、地域や公園等の抱える課題に適切かつきめ細やかに対応するために、市民、各種団体、事業者（民間事業者）、行政などの多様な主体が取組に参加し、連携することの重要性が増しています。

本計画では、上位計画である「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における考え方にもとづき、市民、各種団体、事業者、行政それぞれの特性を活かして、役割分担しながら、あらゆる主体との協働による公園づくりに取り組むことをめざします。

(1) 各主体の役割

①市民

市民は「あらゆる主体との協働による公園づくり」の主役として、地域のまちや公園の課題を見出すとともに、市民一人ひとりのもつ経験や知識、行動力を活かすことにより、課題解決や目標実現の担い手となるとともに、地域の各主体とともに公園区計画の作成に努めます。

②各種団体（自治会、まちづくり協議会等）

地域の各種団体は、地域の市民に対して、地域に密着した公園づくりの取組への参加のきっかけを提供するとともに、地域の総意を反映した公園区計画の作成に努めます。また、情報誌や回覧、ホームページ等の媒体を用いて、地域全体へ情報を提供し、地域の市民の理解を深めます。

③事業者

事業者は、地域社会を構成する一員として、公益的社会貢献活動が公園づくりに果たす役割を理解し、自らの事業や活動による専門的な技術・知識などを活かしたサービスの提供などによる公園づくりに参加することが期待されます。

④行政

行政は、利用の圏域やサービスの提供範囲が公園区等の区域区分をまたぐ都市基幹公園などの広域的な事項については、多様な主体が関与することなどを踏まえ、行政がより総合的な観点から調整していく必要があります。

上位計画や本計画にもとづき公園等を適切に整備運営するとともに、協働による公園づくりへの市民、各種団体、事業者の参加を促しながら、各主体のサポート、コーディネートを行うとともに、各地域での公園区計画の作成に取り組めます。

また、公園づくりを通じ、地域がめざすまちの姿を実現する取組は、子育てや健康、教育や福祉、防災、産業、自然環境など幅広い事業分野に関わるものになることが想定されます。従来の公園河川課を中心とする取組にとどまらず、必要に応じて本市の各部署・機関等が横断的に連携し、密な事業協力や情報共有などを伴う全庁的な体制で、計画推進に取り組めます。

2) ローリングによる計画の推進

本計画にもとづく施策、事業にあたっては、「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における進行管理の考え方にもとづき、その手法や効果を定期的に評価する PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、本計画は策定することがゴールではなく、進行管理による取組の評価や各地域において作成される公園区計画の内容を踏まえ、本計画の内容の見直しを行うローリング型の計画運用をめざします。